

建設業法における技術者制度

R7.2.1～

許可業種		指定建設業(7業種) (法第15条) (土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園)		その他 (左記以外の22業種)			
許可の種類		特定建設業		一般建設業			
元請工事における 下請金額の合計		5,000万円以上(建築一 工事の場合は8,000万円 以上)	5,000万円未満 (建築一式工事の 場合は8,000万円 未満)	5,000万円以上は 契約できない (建築一式工事の 場合は8,000万円 以上)	5,000万円 以上	5,000万円 未満	5,000万円以上 は契約できない
工事現場の 技術者	工事現場に置くべき 技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大認定者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実 務経験者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者		
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円(建築一式工事にあっては9,000万円)以上となる工事					
	監理技術者資格者証の 必要性	技術者の専任を要す る建設工事のときに必要	必要ない		技術者の専任を要 する建設工事のとき に必要	必要ない	

下請合計関係 R7.2.1～ 4,500万円→5,000万円(建築一式7,000万円→8,000万円)

専任関係 R7.2.1～ 4,000万円→4,500万円(建築一式8,000万円→9,000万円)